（公表用）

一 般 競 争 入 札　質 問 ・ 回 答 書

工 事 名　夏目ケ原浄水場薬品注入設備更新機械電気設備工事

	質 問 内 容	回　　答
1	本工事の概略工事工程のご教示をお願い致します（予定されている工事可能時期、機器納入想定時期、施工不可の時期など）。	令和10年度３月のしゅん工を予定しています。詳細工程については契約後、別途調整を行うものとします。
2	予定されている関連工事（薬品注入棟建設外工事、排水管布設替工事）について、工事工程をご教示いただけますでしょうか。また、その他の関連工事を予定されている場合は、工事内容、工事工程をご教示お願い致します。	薬品注入棟建設外工事、排水管布設替工事ともに令和９年度のしゅん工を予定しています。また施工期間内に夏目ケ原浄水場で実施予定の工事については、互いに支障なきよう、事業者間で都度調整を行うものとします。
3	現場事務所、資材置き場等の用地は、場内で無償にて借用可能でしょうか。	可能です。
4	工事において、制約（施工不可など）のある時期などありますでしょうか。また、場内までの機器の輸送道路（経路）に制約などがあればご教示お願い致します。	施工不可時期の制約はありません。 輸送経路は現在の薬品搬入経路相当となります。
5	各年度の出来高の有無についてご教示お願い致します。	各年度出来高予定額があります。 令和９年度以降は、当市の工事契約約款に基づき各会計年度の年度当初に当市より受注者に通知します。
6	今回工事の機器について、工事立会検査は行う予定でしょうか。実施の場合、対象となる機器をご教示お願い致します。	予定はありません。
7	特記仕様書P.4.18項　費用の負担（１）について、測量調査、試掘について想定されています場所がありましたらご教示お願い致します。	想定場所はありません。

8	特記仕様書 P.12.46 項　その他注意事項（9）について、PAC および苛性ソーダ貯蔵槽は、薬品注入棟建設工事の建屋屋根工事前に設置するよう調整と記載があります。納入時期については令和 9 年 7 月頃と目安時期の記載がございますが、当該時期はご協議が可能でしょうか。	納入時期は順守として、詳細は工程会議を実施して調整します。
9	特記仕様書 P.12 46 項　その他注意事項（11）について、各貯槽満量分の薬品を納入する旨、記載があります。PAC 貯蔵槽、苛性ソーダ貯蔵槽、粉末活性炭貯槽、各々全量 1 槽分で宜しいでしょうか。	PAC 貯蔵槽 2 槽、苛性ソーダ貯蔵槽 2 槽、粉末活性炭貯槽 1 槽分です。
10	特記仕様書 P.45 5）粉末活性炭定量供給機の排出量について、約 0.02～0.88kg/h×２系統との記載がありますが、単位は kg/min と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
11	特記仕様書 P.45 5）粉末活性炭定量供給機の排出量について、約 0.02～0.88kg/h×２系統を満たす機器が対応レンジの問題で選定できない場合、排出量小×１系統と排出量大×1 系統として、1 台で約 0.02～0.88kg/min を満たすことが出来れば、仕様を満足しているとみなしていただけますでしょうか（吸引撹拌機は 1 台予備での運用が可能となるように対応します）。	別途協議とします。
12	特記仕様書 P.46 9）空気源装置室について、付属品に照明がありますが、配線工事も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
13	特記仕様書 P.50 5　その他について、既設採水ポンプ現場開閉器盤は、移設対象との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。

14	特記仕様書 P.50 5　その他に、監視カメラの移設についての記載がございますが、設計書には記載がございませんでした。特記仕様書と設計書どちらが正でしょうか。また、特記仕様書が正の場合は、その施工内容と設計書内の該当項目をご教示お願い致します。	図面、及び特記仕様書を正とします。労務費が該当します。
15	特記仕様書 P.50 6　建築確認申請について、工作物建築確認申請手続き資料を作成することとの記載がありますが、申請に必要な技術資料の作成までとし、確認申請書の作成、申請および関係官公庁への提出等の申請行為については発注者にて実施していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	書類作成、関係官公庁への提出も含みます。
16	特記仕様書 P.34 4. 複合工事 ２）U 形側溝敷設について、雨水が適切に排水されるよう、水抜き穴を設けるなどの必要な処理を講じると記載があります。排水は、地下浸透と考えて宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
17	図面 PM-02/24　百葉箱補修について、設計書に記載がありません。本工事の対象の場合は、その補修内容と設計書内の該当項目をご教示お願い致します。	簡易補修とし、詳細は別途協議とします。労務費が該当します。
18	分水井、混和池、沈殿池流出渠内の配管工事には、設備停止および池内の水抜きが必要となります。水抜き対応は、お客様にてご対応いただくことで宜しいでしょうか。また、各々の停止時間に制限がありましたらご教示お願い致します。	水抜きはこちらで実施します。停止時間は別途協議とします。

19	設計書 P.49 機械設備撤去　処分費内種目　機械設備処分　廃液処分 設計書 P.50 電気設備撤去　処分費内種目　電気設備処分 上記 1 式計上の詳細数量をご教示お願い致します。	図面のとおりです。また、廃液は PAC 5m3、ソーダ灰 1m3、活性炭 1m3 を想定しています。
20	公告文 P.2 - 2(3)ウ(ｶ)に記載されている配置技術者の変更について、国土交通省が通知する「監理技術者制度運用マニュアルについて」の P.5-ﾆ-ﾆ(4)①に示される、「工場から現場へ工事の現場が移行する場合」においては、変更が可能と考えてよろしいでしょうか。	別途にて回答。
21	公告文 P.2 - 2(3)ウ(ｶ)には、配置予定技術者調書にて申請する 3 人以内の配置技術者は、契約日において他の工事に配置する技術者であってはならないとあります。例えば、工場から現場へ工事の現場が移行する際に配置技術者の変更を予定しているとして、変更予定先の技術者が、契約時には別途工事に従事しているものの、現場工事に移行するまでには該当の別途工事が完成するため、本工事に専任で配置が可能であるとします。この場合は、当初の配置予定技術者調書で申請している以外の技術者でも、変更申請時に別途その技術者へ変更するために必要な書類を提出すれば、配置技術者変更が可能と考えてよろしいでしょうか。	別途にて回答。
22	中東情勢により、製品及び材料価格が上昇する可能性があります。その際には、総務省・国土交通省連名で各都道府県に通達（総行行第 161 号、国不入企第 3	当市の工事約款に基づく。 事前に発注者に協議をしてください。

	9号）されております「調達が厳しい資材等は、必要に応じて見積書を積極的に活用すること。」のとおり、見積書による単品スライドが可能と考えておりますが、貴局としてはどのようにお考えでしょうか。	
23	中東情勢の影響による資材の納期遅れが発生した場合、工期に間に合わない可能性がございます。その際には、不可抗力による事由として、指名停止等のペナルティは課せられないものと考えておりますが、貴局としてはどのようにお考えでしょうか。	当市の工事約款に基づく。 事前に発注者に協議をしてください。（受注者の責めに帰すことができない事由等に該当する場合には、工期の延長変更の請求をしてください）